



筑紫女学園大学リポジット

2. Le Citoyen et l'Homme : D'apres le rapport entre Du Contrat Social et Emile

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅田, 淳一, ASADA, Jun-ichi メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/686

市民と人間について（I）

—『社会契約論』と『エミール』の関係に即して—

浅田 淳 一

Le Citoyen et l'Homme

—D'après le rapport entre *Du Contrat Social* et *Emile*—

Jun-ichi ASADA

序

ルソーの体系の要石（「市民」と「人間」との関係）

ルソーは、彼の全著作を通じて、どのような「人間観」「世界観」そして「国家観」を提示しているのだろうか？果たしてそれらの見方は一貫したものなのだろうか、それとも、矛盾したものなのだろうか？或いは、単に別々のヴィジョンを提示しているに過ぎないのだろうか？ルソーの全体像を知りたいと望む者が必ず抱くこうした諸疑問に対して、重くのしかかる重要な課題、それこそが、「人間 (homme)」と「市民 (citoyen)」に関わる問題である。この問題は実際、ルソー思想の全体像を考える場合の要石ともなるものである。何故なら、この二つの概念の関係が、ルソーの全ての仕事の頂点とも言える二つの著作、即ち『エミール』と『社会契約論』の関係を規定することになるし、この両者を矛盾するものとしてとらえるか、別々の理想としてとらえるか、或いはまた、総合し得るものとして捉えるかによって、彼の「人間観」「世界観」「国家観」そのものが重要な変更を被ってしまうからである。

更に、ルソーの思想が色濃く反映されていると言われるフランスの「人権宣言」の正式名称は、「人間及び市民の権利の宣言」(1)である。もし、ルソーが以下の箇所を指摘する「人間」と「市民」との対立を深刻に受け取り、両者を矛

盾する概念として捉えるなら、この「人権宣言」は寧ろルソーの思想に反したものとされざるを得なくなってしまうのである。

問題の発端は、『エミール』の中の以下の文章の内にある。

「しかし、三つの教育（※自然・人・事物による教育）がたがいに対立している場合には、人間をその人自身の為^にに育てはしないで、他人の為^にに育てようと欲する場合には、どうしたらいいのか。その場合、協力は不可能である。自然か社会制度か、そのどちらかと闘うことを余儀なくされ、人間をつくるか、市民をつくるか、そのいずれかを選択せねばならない。この双方を同時につくることはできないからである。」(2)

「自然的人間は自分が全てである。彼は数の単位、絶対的な整数であり、自分自身か、自分と同じような人間に対してしか関係を持たない。市民的人間は、分母によって規定される分子であり、その価値は社会体という全体との関係において決まる。善き社会制度とは、人間をもっとも善く不自然なものにし(dénaturer)、その絶対的な存在を奪って相対的な存在を与え、『自己』を共同の統一体の内に移すことの出来る制度である。」(3)

「スパルタのある女性が五人の子を軍に送り、戦闘の知らせを待っていた。一人の奴隷が帰着する。彼女は震えながら知らせを求める。あなたの五人のお子さまは戦死されました。いやしい奴隷よ、私はお前にそんなことを聞いたか。わが軍は勝利を得ました。母は神殿へはせつけ、神々に感謝を捧げた、これこそ女の市民なのである。」(4)

「市民的秩序の内、自然の諸感情の優越性を保ち続けようとする者は、何を望んでいるか分からなくなる。常に、自己自身と矛盾し、彼の傾向性と義務との間を動揺して、決して人間にも市民にもなれない。それが現代の人間、フランス人、イギリス人、ブルジョワだ。そんなものは何にも成れない。」(5)

特に母親の子供に対する自然な感情を押し殺して、子供の安否を気にかけず、国家の勝利のみを気づかうスパルタの女性の例は、この「市民」と「人間」という概念のルソーに於ける鋭い対立を象徴的に示す事柄である。

更に、こうした対立は、この『エミール』と同時に書かれた『社会契約論』

に於いても再び繰り返されている。

(第二篇第七章「立法者について」)

「一つの人民に制度を与えようと敢えて企てるほどの人は、いわば人間の自然 (la nature humaine) を変えることが出来るという確信を持っていなければならない。それだけで一つの完全で孤立した全体をなしている各個人を、この個人にある意味で生命と存在を与える一層大きな全体の一部に変え、人間の本質を強化するためにこれを変質させ、我々が全て自然から受け取った身体的、独立的な存在を、部分的、精神的な存在に置き換える、そういうことが出来るという確信を持っていなければならない。一言で言えば、立法者は人間からその固有の力を取り上げ、それに代えて、これまで無縁であった力、他人の援助が無ければ使用できない力を与えなければならないのである。自然的な能力が死滅してゆく (下線、筆者) につれて、それだけ新たに得た力は大きく、永続的となり、その制度もまた堅固で完全なものとなる。それゆえ、各市民が、他の市民の全ての援助がなければ、単独では何ものでも無く、また何事も出来ず、そして全体によって獲得された力が全ての個人の自然的な力の総和に等しいか、あるいはそれより大きい場合、立法はそれが到達し得る最高の完成度にある。」

(6)

しかも、『社会契約論』の最後の章「市民宗教について」(7)では、純粋なキリスト教を典型とする「人間の宗教」と「市民の宗教」とが鋭く対比されていたのである。

そこで、強調されていたのは、現世への執着を絶ち、人類一般への友愛を説く「人間の宗教」は、各人の利己的な特殊意志の共通部分としての一般意志を原動力とする市民の結束とは、寧ろ矛盾するということであり、また、こうした主張、即ち、結合の範囲を広めると結束力は弱まり、逆にそれを狭めると団体の内部の結束力は強まる代わりに、外部に対しては異常に排他的となるという主張は、この「人間」と「市民」という語が現れるいくつかの場面で、強調され続けていることなのである。

ここに示されていることから分かるのは、ルソーに於いて「市民」と「人間」

は明らかに意識的に対立させられているということであり、このことはルソーがその全体像を、安易な折衷的解釈に委ねることを明らかに拒んでいるということである。そうした折衷的解釈は、ルソーの著作を、彼が最も嫌うどっちつかずの人間、即ち、存在と外見、本音と建前を使い分ける浅薄なブルジョワを産出するための方策を提示したものに過ぎないと貶めてしまうだけであろう。少なくとも、プレイヤー版の注釈者（Pierre Burgelin）の様に、この重大な問題を単なるレトリックとして片づけてしまうことは、決して許されることではないのである(8)。

それでは、ルソー解釈に於いて避けては通れないこうした重要課題に対しては、どのようなアプローチが可能なのであろうか？

先ずは、こうした「人間」と「市民」との対立の前提となるルソーの基本的な人間観を検討するところから始めよう。

第一章

ルソーの人間観から見た『社会契約論』と『エミール』との関係

「人間」と「市民」の問題を考える場合に、先ず重要なのは、ルソーは、「人間」にも「市民」にもなり得る、自然的な素質という観点から見られた人間の在り方についてどのような考えを持っていたのか知ることである。何故なら、そうした考察のみが、他の動物達とは異なった特殊人間的な生の営みとしての「市民」の可能性を説明し得るからである。

ルソーは、彼の二番目の著作『人間不平等起源論』に於いて、そうした意味での人間観について、まとまった記述を与えている。彼は、あらゆる既存の知識や偏見を去って、人間のあるがままの姿を自らの内に探った結果、理性に先立つ二つの原理を「自然が与えた人間」の内に見出した。即ちその二つの原理とは、「我々の安寧と自己保存とについて、熱烈な関心を我々に持たせるものであり、もう一つはあらゆる感性的存在、主として我々の同胞が滅び、または苦しむのを見ることに、自然な嫌悪を起こさせるもの」である。前者は後に「自

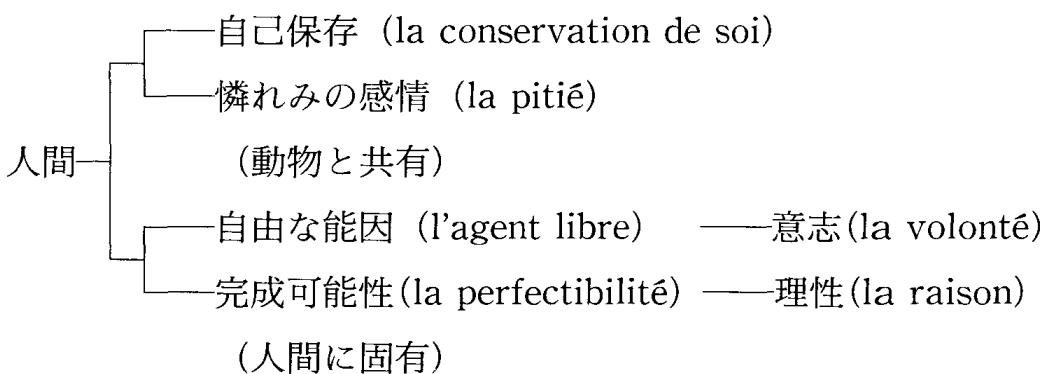
己保存の欲求」と呼ばれ、後者は、「憐れみの感情 (pitié)」と呼ばれるものである。そして、この二つの原理は、単に人間に固有の自然であるばかりでなく、動物をも含めたあらゆる感性的存在に共通の原理であり、ルソーが言うように、この「憐れみの感情」こそが人間の倫理の基礎であるとすれば、全ての感性的存在は、この倫理を共有することになる。ルソーが、「動物も自然法に関わる」と言うのはこの意味に於てである(9)。

すると、ルソーが主張する「人間の自然」は、全てこの二つの原理に帰着してしまうのか。もしそうだとすれば、ヴォルテールのルソーに対する痛烈な批判、即ち「貴方の著作を読むと、人は四つ足で歩きたくなります」の正しさが実証されることになる。しかし、ルソーは、実際には、明確に他の感性的存在と人間とを区別している。

彼は『人間不平等起源論』に於て、人間の内に他の動物と共通の自然的・肉体的な機能 (l'Homme Physique) と、人間にのみ固有に認められる超自然的・超肉体的な機能 (le côté Métaphysique)」との両者を認めているのである(10)。

そして、彼は、この前者の中に、自己保存の欲求と憐れみの情とを数え入れ、後者の中に、自由な動因 (l'agent libre) と自己完成能力 (la perfectibilité) とを数え入れるのである。これら二つの超自然的な能力は、それぞれ「意志」と「理性」というより一般的な言葉に置き換えることが許されると思う。

従って、以上の検討から、ルソーの「人間の本性」についての考え方を簡単に纏めると、以下の図の様になるだろう。



そして、こうした諸能力の内、人間に固有な諸能力は、人間が孤独な自然状態を離脱し、社会生活を営むようになって初めて顕在化する能力であり、純粹

な自然状態にあっては潜在的なままにとどまっているものとされていたのである。こうした人間観を先の『エミール』冒頭の発言に重ね合わせると、「市民」とは、人間が動物とさえ共有するような機能（自己保存や憐れみの感情）を変質させ或いは押し殺し、人間固有の機能である意志と理性を最大限に発現させ得る者であり、「人間」とは孤独な生活に於いて、人間に固有な能力である「意志」や「理性」を発動させる必要もなく、自らの自然的な衝動に従って生きている者ということになるだろう。

そして、こうした二つの人間類型という考え方は、ルソーの晩年に至るまで貫かれている。つまり、ルソーは自分自身を、典型的な市民を創り出す英雄すなわち立法者に成り損なった意志の弱い善人、即ち、動物と共有できるような人間の自然的善性は豊かに持っているが、様々な肉体的傾向性に意志の力で打ち勝つ英雄的な市民になるにはあまりにも弱過ぎた人間であることを認めているのである。

「私はジャン・ジャックが有徳 (vertueux) ではないと申しました。今話しているこの男も同じです。だいたい、ひ弱で自分の気分逆らえず、いつでも己の心情に導かれて、決して義務や理性に導かれることのないこの男が、どうして有徳になれるでしょう。労働と闘いに他ならない徳が、どうして懶惰と心地よい閑暇の中で力をふるえるでしょう。この男は善良 (bon) ではありましよう。自然がそうこしらえたから。善いことをするでしょう。それがこの男にとって快いことだから。でも義務を果たすために、己の最も大切な欲望と闘って己が心を引き裂かねばならないとしても、やはりそうするでしょうか。疑わしいですね。少なくとも自然の掟、自然の声はそこまで及びません。そのときはもう一つ別の声が命令し、自然は黙らねばならないのです。」(11)

従って、こうした「人間」と「市民」という二つの人間類型を、ルソーが悲惨な状態にあえぐ人間に提示した異なる二つの解決の方向であるという解釈の仕方は、その意味で打ち勝ち難い説得性を持つと考えられる。

例えば、上山春平氏は、その論文(12)の中で次の様に述べている。

「ルソーは、『オムをつくるか、シトワイヤンをつくるか』という二者択一の間

いに対して、『エミール』では「オム」をつくる道を選び、『社会契約論』では「シトワイヤン」をつくる道を選んだということが出来るが、「オム」をつくる道は、私的な家庭教育と純粹に内面的な「オムの宗教」とに結びつき、「シトワイヤン」をつくる道は、公共教育と、「シトワイヤンの宗教」とに結びつく。『エミール』と『社会契約論』が同じ年に出版されているという事実が象徴的に示している様に、ルソーに於いては二つの道への関心がほぼ等しい比重をもって共存しており、一方を捨てて他方を取るという形にはならなかった。」

この様にルソーの基本的な人間観からしても対比的に見られてきた「人間」と「市民」との明らかな対立について、我々はどのように考えるべきなのであろうか？

そこで、今度は逆に、この両者をルソーの二つの方向での解決の示唆と解釈することへの困難はないのだろうか。そのことを考慮に入れ、また、ここで示されたルソーの基本的な人間観を考慮に入れた上で、改めて我々なりに妥当な解釈が提示できるかどうかを検討してみることにする。

第二章

エミールは「人間」か「市民」か？

先に問題として提示した文章を素直に受け取れば、上山氏の様に『エミール』で追求されているのは「人間」の形成であると断言してよいように思われる。つまり、「人間」をつくるか？「市民」をつくるか？という二者択一に対して、『エミール』では明らかに「人間」を選択していると解釈するのが妥当だろう。

しかし、結論を急がずにもう一度、この箇所を検討しなおして見よう。

ルソーは先ず、教育に、①「自己自身の為に人間を育てる」②「他者達の為に人間を育てる」という二つの目標をかかげ⁽¹³⁾、こうした二つの目標を同時に追求することは出来ず、両者を同時に追求することがどっちつかずの人間、即ちブルジョワを創り出してしまうのだ、と主張する⁽¹⁴⁾。

そして、それぞれの目標に相応しい教育として①には、家庭教育(l'éducation

domestique), ②には, 公共教育 (l'institution publique) が, それぞれ想定され, 祖国の無いところに公共教育はあり得ないところから, 公共教育の可能性が否定され, 教育の唯一の可能性として, ①の目標の達成に適した家庭教育が選択されるのである。

しかし, 問題は, その次にくる以下の文章である。

「結局, 家庭教育, または自然の教育が残る。しかし, もっぱら自分のために育てられた人間は, 他者達にとってはどんなものになるだろうか? もし, 人が自分に課する二重の目的がただ一つの目的に結合できるなら, 人間から矛盾を取り除くことによって人間の幸福への大きい障害を取り除くことになるだろう。それがどんな人間か判断するためには, 十全に形成された人間を見る必要があるだろう。その性向を観察し, その進歩を見, その歩みをたどる必要があるだろう。一言で言えば, 自然人を知る必要があるだろう。私は, この本を読んだ後では, 人は, こうした探究に於いて数歩を進めたことになるであろうと思う。」(15)

この文章から分かるのは, ルソーが互いに矛盾する目標として掲げた二つの目標, 即ち①「自己自身のために人間を育てる」ことと②「他者達の為に人間を育てる」ことの統一を目指しているのではないかということである。そして, この二つの目標の矛盾が, 「人間」と「市民」を同時に作ることの不可能性を示しているなら, この矛盾の解消は, 逆に「人間」であり, 且つ「市民」でもある人間を創り出す可能性を示唆しているのではないだろうか。実際, 『エミール』の第一草稿には, これら二つの教育に関して, 次の様な記述が見られるのである(16)。

「これら二つの教育は似ているのだろうか? 恐らくは, 似ているだろう。しかし, 問題となっている事柄を前提してしまうべきではない。」

ここから読み取れるのは, ルソーが①の教育と②の教育とが, その帰結の於いて合致する可能性があるということではないだろうか?

しかし, さらに重要なことは, 少し注意して読んでみると, ここで提示されている課題即ち, 目標①と目標②という互いに矛盾する目標そのものの統一が, 『エミール』の全体を通じて追求され続けているということである。

『エミール』冒頭の二つの教育の矛盾が指摘されていた箇所次の文章を、ルソーの倫理学の中核部分を為す第四篇の「サヴォアの叙任司祭の信仰告白」の部分とを比較して欲しい。

『エミール』冒頭

「これらの矛盾(17)から、私たちが自分の内にたえず経験する矛盾が出てくる。自然により、また人間によって、全く相反する道に引きずり込まれ、相異なる衝動の間に引き裂かれざるを得なくなり、複合的な衝動に従い、二つの目標のいずれにも到達できないことになる。こうして、全生涯を通して闘い動揺する私たちは、自己とついに一致することなしに、自分にとっても他人にとっても何の役にも立たずに、一生を終えるのである。」(18)

『エミール』第四篇

「共通の利害のために語りかける私の自然の感情と、全てを私自身に関わらせる私の理性とによって、両側から引っ張られている私はもし新しい光が私の心を照らしてくれなかったら、私の意見を固めてくれた真理が、さらに私の行動を確実にして、私を私自身と一致させてくれなかったら、一生涯この絶え間ない二者択一の間を動揺して、悪をなしつつ善を愛し、いつまでも自分自身と矛盾していたことであろう。」(19)

ルソーは、この『エミール』第四篇では結局、「良心」の発見によって、「共通の利害」の内に「自己の幸福」を見出せるようになることで、この矛盾を克服しようとしたのである。

いずれにせよ、以上の事で、ルソーが、上に挙げた二つの矛盾する目的の統一を、『エミール』の課題としていたことは理解されるだろう。

また、エミールが、いわゆる「人間」であるとしても、それは決して、完全な独立と自由の中で自然的善性のみを持った自然人ではないことだけは確かである。

むしろ、『エミール』のいくつかの箇所で、彼が「人間でありかつ市民である」ことが繰り返し指摘されているのである。

「人間であるとともに市民である人は、だれであろうと、社会に与える財産と

しては、自分以外に持たない。その他全ての財産は、彼の意志に関わり無く社会のものだ。そして、ある人が富んでいる場合、彼は自分の富を享受していないか、それとも公衆も彼の富を享受しているかである。第一の場合には、彼は、自分がなしで済ませる富を他の人々から盗んでいるのだし、第二の場合にも、他の人々に何一つ与えてはいないのだ。だから、彼が自分の財産だけで支払っているかぎり、社会に対する彼の負債は全て残っていることになるのだ。」(20)

「最後まで彼を世間から遠ざけておけば、彼は私から何を学んだことになるのか。恐らく、全てを、ただし、自分と同じ人間とともに生きうるといふ、人間にとり市民にとって最も必要な技術を除いてである。」(21)

こうした観点、即ち、それだけでは互いに矛盾している二つの目標を統一することを、ルソーの教育が目指していたことからして、エミールが人間でありかつ市民でもあることは何とか証明できたように思われる。しかし、『社会契約論』に於いては、果たして、その最終的目的として、「人間」と「市民」の総合が目指されていたと言えるのだろうか？

このことを、次に『社会契約論』の記述を見ながら検討してみよう。

第三章

『社会契約論』に於ける二つの目標の統一

『社会契約論』がそうした二つの目標の統一を目指していたことは、「ジュネーブ草稿」と呼ばれる『社会契約論』の第一草稿の中に認められる様に思われる。

「それだけではない。この完全な独立、この規制のない自由は、遠い昔の無垢に結びついたままであったとしても、本質的な欠陥、我々の一層すぐれた能力の進歩にとって有害な欠陥を、持ち続けてきたことだろう。すなわち、全体を構成する諸部分間の紐帯の欠如である。相互の間に、ほとんどどんな交渉もない人々が、地上に広がっていたことだろう。我々は、ところどころで接触するが、どこにおいても結合するまでにはいたらなかつたであろう。一人一人が、他

人の中にあつて孤立したままであり、自分のことしか考えなかつたであろう。我々の悟性は発達し得なかつたであろう。我々は、何も感じないで生き、生きたとは言えないままに死んでいったであろう。我々の幸福は、ただ我々の惨めさに気付かないことだけにかかつていたことであろう。我々の心情には善意は無く、我々の行動には道徳性がなかつたであろう。そして、我々は徳への愛という魂のもっとも甘美な感情を、一度も味わうことはなかつたであろう。」(22)

ここでは、ルソーの目標が、単に自然の秩序の内に収まつた「完全に独立で規制の無い自由を享受している自然人」(『エミール』冒頭で、「市民」に対比させた「人間」のイメージに完全に重なる)の単なる再現ではなく、寧ろ、人間固有の能力である「意志」と「理性」を正しく用いることの出来る人間の創出であることが示されているのである。

また、「ジュネーブ草稿」の同じ章には社会契約の成果について、次の様のべている。「彼(※エゴイスティックな推論をする悪人)は、善良で有徳で感じやすくなり、そして、最後に要約すると、彼がそうあろうと望んでいた残忍な盗賊から、十分な秩序を持つ社会の最も堅固な支え手へと変身するであろう。」(23)

先に指摘しておいた様に(24)、ルソーは、善良さという言葉で自然の「人間」に、また、有徳という言葉で人間に固有な能力である意志と理性を正しく発揮している「市民」に関して常に用いている。すると、ここで求められている者とは、「善良であり、かつ、有徳である」者、即ち、「人間であり、かつ、市民でもある」者ということになるのではないだろうか。

また、もう一つの手掛かりとしては、次のことが挙げられる。

即ち、先に重大な問題として提示しておいた、「人間の宗教」と「市民の宗教」との矛盾に関しても、それら二つの宗教の統合の可能性が、「ジュネーブ草稿」では、その章の結論部分で、明確に示されているのである。

「かくして、人間の宗教と市民の宗教との利点が結びつけられるだろう。国家はその儀式を持ち、その他の如何なる国家の敵ともならないだろう。神法と人間の法は、常に同じ目的に関して結びつき、最も敬虔な有神論者は、また、もっとも献身的な市民であろう。そして、神聖な諸法の遵守は、人間の神の栄光

となるだろう。」(25)

ここで注意しておかねばならないのは、ルソーがギリシャの都市国家の宗教に範をとった排他的な「市民の宗教(*la religion du citoyen*)」は、社会契約論の国家の宗教としては採用されず、ルソーが最終的に採用したのは「市民宗教(*la religion civile*)」であったという点である。つまり、ルソーの記述に従うと、「人間の宗教」と「市民の宗教」とは「市民宗教」に於いて統合されることになるのである(26)。

しかし、そうなることと更に問われるべきなのはこの統合の意味ということになるだろう。それは、「共通の利害」を示す良心、即ち「社交性の感情」(27)が、その紐帯となるということである。一般意志を動機づける唯一のものが、特殊利害の共通部分としての「共通の利害」だとすれば、それを指し示す自然的感情である良心(社交性の感情)と矛盾しない限りでの「市民宗教」は、その同じ良心を動機とする「人間の宗教」とも矛盾しないはずなのである。ただ、「人間の宗教」は、人間の特殊利害を現世的なものとして排除するが故に、それだけでは決して「市民宗教」たりえないだけなのである。

『社会契約論』第四篇第八章で、ルソーは次の様に述べている。

「それ故、純粹に市民的な信仰告白が必要であり、その箇条を定めるのは主権者の役目である。この箇条は厳密には宗教の教義としてではなく、それなくしてはよい市民にも忠実な臣民にもなりえないような社交性の感情(*sentiments de sociabilité*)として定められるのである。」(28)

ここで言われる「社交性の感情」は、『エミール』で共通の利害を指し示すものとして導入された良心と別のものではあり得ないだろう。そして、国家形成に於ける宗教の必要性は、真の市民は単なる利己心の共通部分から導出された一般意志を手掛かりにするとは言え、「決して利己心からだけでは国家は形成し得ない」というルソーの強い確信に由来するのである。そのことは、発見された最初の草稿では、第二篇第七章「立法者について」の裏にこの「市民宗教について」が記されていたことから分かるだろう(29)。つまり、いかに優れた立法者と言えども人々が心から法に従うように導くためには、神的權威を導入せ

ざるを得ないのである(30)。

そして、このことは、ルソーが『社会契約論』第二篇第十二章「法の分類」に於いて、全ての法の中で最も重要な第四の法の重要性を指摘していることにも関係している。

「この法は、大理石柱にも青銅版にも刻まれていないが、市民の心に刻まれている。これこそ国家の真の骨組みを成すものであって、日々新たな力を勝ち得るもの、他の法が老い、または滅びてゆく時に、これらに生気を吹き込み、またはこれらの代わりを努めるものであって、人民の中にその建国の精神を保たせ、いつのまにか、権威の力を習慣の力に置き換えるものである。」(31)

つまり、共通の利益を教える「正義を知ること」だけではなく、「正義を愛すること」こそが真の市民に要求されることなのである。

また、『エミール』に於いて、社会の維持の為には、単なるエゴイズムには還元されない利他的原理としての「良心」の導入が不可欠であると指摘されていることも、『社会契約論』に於ける宗教の必要と不可分に結びついているだろう。

「人は各々、自分の利害の為に公共の善に協力する、と人は言う。しかし、では、正義の人が自分の利害に反しても公共の善に協力するのは、どうしてなのか。自分の利害の為に死に赴くとは、どういうことか。疑いもなく誰でも自分によいことのためにのみ動く。しかし、道徳的な善というものがあってこれを考慮に入れなければならないというのでなければ、自分だけの利害によっては悪人の行為しか説明できないであろう。」(32)

利己的な利害関心から、法の成立を説明しようとする『社会契約論』に、そうした関心を超えた原理を導入しようというルソーの記述は、この書物を単純な市民社会論として見た時には、確かに一貫しないものとされざるを得ないだろう(33)。しかし、彼には、『エミール』と共通の課題、即ち、二つの目標を結びつけることによる「人間の完成」という課題があったとするなら、この課題の実現のために「市民宗教」を導入することは、寧ろルソーにとっては当然のこととされるはずなのである。

そして、その二つの目標のズレ、即ち、「自分自身と、自分と同じ人間とに対する二重の関係」によって形成される道徳体系から生じる良心そのものを、自分のものとし、それに従って行為することは、正に矛盾の解消であり、ルソーの望む人間の完成でもあるのである。

ところで、『社会契約論』の目指す目標を確定するための、もう一つの手段、それは、彼が、一つの直観によって貫かれた著作群としている他の諸著作の中に求められよう。

次に、そうした観点から、「人間」と「市民」の問題について、捉え返してみることにする。

※以下、「市民と人間」(II)に続く

註

(1) "Déclaration des droits de l'homme et du citoyen"

(2) O.C.IV, p.248.

以下、ルソーの原著の引用は、プレーヤード版の『ルソー全集』(Oeuvres complètes de Jean-Jacques Rousseau, bibliothèque de la pléiade, Editions Gallimard, tome I ~ tome V, 1959-1995)から行い、O.C. と略記することとする。

(3) *ibid.* p.249. (4) *ibid.* (5) *ibid.* (6) O.C. III, p.381-382. (7) O.C.III, p.460.

(8) O.C.IV, p.1297. 「市民と人間との区別は、最初の分析に於いて有用であり、且つ真理でもあったのであるが、そうした区別は恐らくは、皮相的なものであろう。何故なら、エミールは、彼の良心と理性にしか耳を傾けないので、自ずと一般意志を了解し、それに従うだろうからである。」(市民と人間の二者択一を迫る『エミール』の本文に付された Burgelin の註)

(9) *ibid.* p.125-126. (10) *ibid.* p.141-142.

(11) O.C. I, *Rousseau juge de Jean Jaques*, p.823.

ここで、ルソーは、自然な「人間」である自分を善人と呼び、人間に固有な力である意志と理性を活動させている者を「有徳の人」と呼んでいる。つまりルソーにとって、徳とは、人間固有の力を正義の実現の為に働かせることなのである。ここでは、一応、この様なルソーの言葉使いに注意しておこう。

(12) 上山春平「ルソーとマルクス」『ルソー論集』岩波書店、1970、所収、p.311-312

(13) O.C.IV, p.58 (『エミール』第一草稿), *ibid.* p.248 (『エミール』決定稿).

(14) *ibid.* p.250. 「それ(世間の教育)は、常に全てを他の人間との関わりで考えているように見えて、実は自分自身との関わりでしか考えないところの、二重の人

間をつくるのにしか適していない。』

- (15) *ibid.* p.251.
- (16) Emile (Manuscrit Favre), *ibid.* p.58. "Ces deux éducations sont elles semblables? Cela peut être mais il ne faut pas supposer ce qui est en question."
- (17) 文脈から明らかに、①と②という二つの目的の矛盾をさす。
- (18) O.C.IV, p.251.
- (19) *ibid.* p.602.
- (20) *ibid.* p.469. (21) *ibid.* p.655.
- (22) *Du contrat social* (première version), O.C.III, p.283.
- (23) *ibid.* p.289.
- (24) 註(11)参照。
- (25) O.C.III, p.342. "Ainsi l'on réunira les avantages de la religion de l'homme et de celle du citoyen. L'état aura son culte et ne sera ennemi de celui d'aucun autre. Les loix divine et humaine, se réunissant toujours sur le même objet, les plus pieux théistes seront aussi les plus zélés citoyens et la deffense des saintes loix sera la gloire du Dieu des hommes".
- (26) この関係については、第七章で詳しく述べる。
- (27) ルソーは、その初期の諸著作（例えば、『人間不平等起源論』）に於いても、また、『社会契約論』の第一草稿『ジュネーブ草稿』に於いても、ディドロらが人類の一般社会の形成原理として提示していた「社交性の感情」に関して、批判的な見解を提示している。しかし、それは国家の形成の原理を自然法の範囲内で説明しようという彼らの誤った態度に対する批判であって、人間が本来、社交的となるように作られているというルソーの見解そのものには変わりはないのである。
cf., Michel Launay, *Jean-Jacques Rousseau écrivain politique (1712-1762)* Editions Slatkine, Genève-Paris 1989, p.400.
- (28) *ibid.* p.468.
- (29) Michel Launay の詳細な分析は、特にこの事実を重視している。Michel Launay, *op.cit.*, p.402.
- (30) O.C.III, p.383. 「こういう事情から、あらゆる時代を通じて建国者達はやむなく天の助けに訴え、彼ら自身の叡知を神々のものとして褒めたたえた。それは、人民が自然の法則に従うのと同じように国家の法律に従い、人間の形成にも国家のそれにも同じ力の働きを認め、自由な心で服従し、公共の至福という軛を素直に身に着けるようにするためである。」
- (31) O.C.III, p.394
- (32) O.C.IV, p.599.
- (33) 例えば、ルイ・アルチュセールの解釈は、その典型である。
cf. Louis Althusser "Sur le Contrat social" dans *Cahiers pour l'analyse*, no8,

Paris, Seuil, 1967.